

<p>① 件名</p> <p>地方税法等の一部改正に伴う地域決定型地方税制特例措置（通称・わがまち特例）の追加導入による固定資産税・都市計画税の減額措置及び法人市民税の税率改正等について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】</p> <p>平成24年度の税制改正により、地方自治体が税制を通じて、これまで以上に地域の実情に即した政策の展開を可能にする観点から、地方税法の特例措置について、国が一律に減額割合を定めていた内容を市町村が自主的に判断し、条例で定めることができる「地域決定型地方税制特例措置（通称・わがまち特例）」が導入された。本市では、わがまち特例の対象となる「汚水又は廃液処理施設」を含む12施設に対して市税条例に規定し、特例を実施している。</p> <p>平成28年度の税制改正において、今回、新たに「わがまち特例」の対象となる資産が追加されたことから、市税条例等に規定するもの。</p> <p>また、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から地方創生の推進に向けて税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、法人市民税法人税割の税率改正等に伴い、市税においても同様の措置を講ずるもの。</p> <p>【目的】</p> <p>関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方税法（昭和25年法律第226号） 2 地方税法施行令（昭和25年政令第245号） 3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号） 4 石巻市市税条例（平成17年4月1日条例第55号） 5 石巻市都市計画税条例（平成17年4月1日条例第56号） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>平成24年 3月31日 石巻市市税条例改正（わがまち特例の施行）</p> <p>平成26年 7月 8日 石巻市市税条例改正（わがまち特例の対象資産追加）</p> <p>平成26年 7月 8日 石巻市市税条例改正（法人市民税の税率改正）</p> <p>平成28年 3月31日 地方税法等の一部を改正する法律が公布（平成28年4月1日施行） （法人市民税の税率改正は平成29年4月1日から施行）</p>

⑤ 主な内容			
1 石巻市市税条例関係			
(1) 固定資産税関係 別紙のとおり追加の特例措置を講じる。			
(2) 法人市民税関係 法人税割の税率の改正について			
	現行	改正後	比較
市法人税率	11.1%	7.4%	△3.7%
標準税率	9.7%	6.0%	
制限税率	12.1%	8.4%	
※1 石巻市においては標準税率に1.4%を加算した超過税率を昭和50年より適用している			
※2 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用			
2 石巻市都市計画税条例関係 別紙のとおり追加の特例措置を講じる。			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
<p>税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。</p> <p>固定資産税、都市計画税及び法人市民税関係について、減収分は地方交付税措置による補てんが図られる。</p>			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
<p>関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても平成28年度に同様の改正予定としている。</p>			
⑧ 今後の予定及び施行年月日			
平成28年6月 石巻市議会第2回定例会に議案提出予定。（施行予定日は公布の日）			
⑨ その他			